



宮崎県公報

平成19年9月30日(日曜日)号外 第104号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規 則

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及

び監督に関する規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1
教育委員会規則

頁 ○宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引
受けの許可及び監督に関する規則の全部を改正
する規則……………29

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六十九号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成六年宮崎県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改める。

第二条中「第六十八条」を「第二条第一項」に改め、同条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第四号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第四条第一項、第五条及び第六条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第七条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第一項各号別記以外の部分を次のように改める。

受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたとき認めるときは、特別事情発生報告書(別記様式第三号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第七条第一項第一号中「信託条項」を「信託」に改め、同項第二号中「信託条項」を「信託」に改め、「変更案」の下に「を記載した書類」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「信託条項」を「信託」に、「公益信託」を「当該公益信託」に改める。

第二十条を第三十二条とする。

第十九条中「第七条、第八条、第十三条及び第十七条」を「第八条から第十二条まで、第十七条、第十八条、第二十二條及び第二十九条」に改め、同条を第三十一条とする。

第十八条の見出しを「(公益信託の終了の報告等)」に改め、同条中「別記様式第十三号」を「別記様式第二十五号」に、「付属」を「附属」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

2 清算受託者は、公益信託の清算が終了したときは、清算終了した日から一月以内に、清算終了報告書(別記様式第二十六号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 公益信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支計算書

一 公益信託の清算終了時における財産目録

二 残余財産の処分に関する書類

第十七条中「別記様式第十二号」を「別記様式第二十四号」に改め、同条第二号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第二十九条とする。

第十六条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び同法第四条第一項」に改め、同条第二項中「別記様式第十一号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第二十八条とする。

第十五条第一号中「付属」を「附属」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「別記様式第十号」を「別記様式第二十二号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条を削る。

第十二条中「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法第二百一十二条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に、「別記様式第八号」を「別記様式第十七号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二条 信託管理人は、信託法第二百一十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書(別記様式第十八号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

一 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百一十八条第一項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人解任請求書(別記様式第十九号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四条 利害関係人は、信託法第二百一十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、新たな信託管理人選任請求書(別記様式第二十号)に次に掲げる書類を添えて、知事

に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第七号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、信託終了請求書(別記様式第二十一号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十一条各号列記以外の部分中「法第四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条」に、「新受託者の」を「新たな受託者の」に、「新受託者選任請求書(別記様式第七号)」を「新たな受託者選任請求書(別記様式第十一号)」に改め、同条第一号中「理由」を「事由」に改め、同条第二号及び第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の五号を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書(別記様式第十二号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲を超える行為許可申請書(別記様式第十三号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託財産管理者等辞任許可申請書(別記様式第十四号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新

たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者等解任請求書(別記様式第十五号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書(別記様式第十六号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第十条を削る。
第九条中「その相続人」を削り、「法第四十七条及び第七十二条」を「信託法第五十八条第四項及び法第八条」に、「別記様式第五号」を「別記様式第十号」に改め、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第二項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、検査役選任請求書(別記様式第九号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第八条中「第七十一条」を「第七条」に、「別記様式第四号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二号中「信託事務及び信託財産の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の四号を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、信託変更許可申請書(別記様式第四号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八号)の規定(同法第五百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- 三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- 五 現行の信託行為

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、信託併合許可申請書(別記様式第五号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五百一一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号、第四号及び第七号から第九号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第四号中「引受け」とあるのは「公益信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、吸収信託分割許可申請書(別記様式第六号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、新規信託分割許可申請書(別記様式第七号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五百九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号、第四号及び第七号から第九号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第四号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第十三号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

公益信託引受許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の引受けをしたいので、公益信託ニ関スル法律第 2 条第 1 項の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 設定趣意書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 4 引受け当初の信託事務年度及び次の信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後 2 年間）の事業計画書及び収支予算書
- 5 委託者となるべき者の履歴書（委託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）及び印鑑証明書
- 6 受託者となるべき者の履歴書、成年被後見人、被保佐人及び破産者でないことを証する書類（受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）並びに印鑑証明書
- 7 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書及び印鑑証明書
- 8 運営委員会等を置く場合にあっては、その構成員となるべき者の名簿、履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第 3 号 (第 7 条関係)

特 別 事 情 発 生 報 告 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託ニ関スル法律第 5 条第 1 項に規定する特別な事情が発生したことにより、信託の変更の必要が生じたので、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 3 信託の変更が公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録

様式第 4 号（第 8 条関係）

信 託 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託を変更したいので、公益信託ニ関スル法律第 6 条の規定により
許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第 149 条第 4 項
の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載し
た書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- 5 現行の信託行為
- 6 信託の変更が公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、
変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目録

様式第 5 号 (第 9 条関係)

信 託 併 合 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託を併合したいので、公益信託ニ関スル法律第 6 条の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第 151条第 3 項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第 152条第 2 項の公告及び催告又は同条第 3 項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 5 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 6 信託の併合当初の信託事務年度及び次の信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後 2 年間）の事業計画書及び収支予算書
- 7 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書及び印鑑証明書
- 8 運営委員会等を置く場合にあっては、その構成員となるべき者の名簿、履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第 6 号（第 10 条関係）

吸 収 信 託 分 割 許 可 申 請 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事

殿

公 益 信 託 の 名 称

受 託 者 住 所

氏 名

⑩

〔 法 人 に あ っ て は 、 主 た る 事 務 所 の
所 在 地 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

吸 収 信 託 分 割 を し た い の で 、 公 益 信 託 ニ 関 ス ル 法 律 第 6 条 の 規 定 に
よ り 許 可 さ れ る よ う 下 記 の 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

記

- 1 吸 収 信 託 分 割 を 必 要 と す る 理 由 を 記 載 し た 書 類
- 2 吸 収 信 託 分 割 を す る 根 拠 と な る 信 託 法 の 規 定 （ 同 法 第 155 条 第 3 項 の 別 段 の 定 め が あ る 場 合 に は 、 当 該 定 め の 内 容 を 含 む 。 ） を 記 載 し た 書 類
- 3 吸 収 信 託 分 割 後 の 信 託 行 為 の 内 容 を 記 載 し た 書 類 及 び 新 旧 対 照 表
- 4 信 託 法 第 156 条 第 2 項 の 公 告 及 び 催 告 又 は 同 条 第 3 項 の 公 告 を し た こ と そ の 他 信 託 法 の 定 め る 吸 収 信 託 分 割 の 手 続 を 経 た こ と を 証 す る 書 類

様式第 7 号 (第 11 条関係)

新規信託分割許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

新規信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第 6 条の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第 159 条第 3 項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第 160 条第 2 項の公告及び催告又は同条第 3 項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の経たれたことを証する書類
- 5 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 6 新規信託分割当初の信託事務年度及び次の信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後 2 年間）の事業計画書及び収支予算書
- 7 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書及び印鑑証明書
- 8 運営委員会等を置く場合にあっては、その構成員となるべき者の名簿、履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第 8 号（第 12 条関係）

受 託 者 辞 任 許 可 申 請 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託の受託者を辞任したいので、公益信託ニ関スル法律第 7 条
の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産
責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第 9 号 (第 13 条関係)

検 査 役 選 任 請 求 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり公益信託の検査役を選任されるよう、信託法第 46 条第 1 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
検 査 役 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「検査役の住所及び氏名」欄は、法人にあつては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

記

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 検査役の選任に関する意見を記載した書類

様式第10号（第14条関係）

受 託 者 解 任 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり公益信託の受託者を解任されるよう、信託法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請求者の公益信託上の地位	
受託者の住所及び氏名	

注 「受託者の住所及び氏名」欄は、法人にあつては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

記

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第11号 (第15条関係)

新 た な 受 託 者 選 任 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

①

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり公益信託の新たな受託者を選任されるよう、信託法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
受 託 者 の 住 所 及 び 氏 名	
新 た な 受 託 者 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「受託者の住所及び氏名」欄及び「新たな受託者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

記

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 3 新たな受託者となるべき者の履歴書、成年被後見人、被保佐人及び破産者でないことを証する書類（受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）、印鑑証明書並びに就任承諾書
- 4 信託財産の現況を記載した書類

様式第12号（第16条関係）

信 託 財 産 管 理 命 令 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり信託財産管理者による管理を命ずる処分をされるよう、
信託法第63条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、
下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
信 託 財 産 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託財産管理者の住所及び氏名」欄は、法人にあつては当該
法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する
こと。

記

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

様式第13号 (第17条関係)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

信託財産管理者

(信託財産法人管理人)

住 所

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

保存行為等の範囲を超える行為をしたいので、信託法第66条第4項
(信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項)及び公益
信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう下記の書類を添
えて提出します。

記

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする理由を記載した書類

注 申請者が、信託財産法人管理人である場合は、() の内容を選
択すること。

同記様式第十三号の次に次の十三様式を掲げる。

様式第 14 号（第 18 条関係）

信託財産管理者等辞任許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

信託財産管理者

（信託財産法人管理人）

住所

氏名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託の信託財産管理者（信託財産法人管理人）を辞任したいので、信託法第 70 条（信託法第 74 条第 6 項において準用する同法第 70 条）において読み替えて準用する同法第 57 条第 2 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により許可されるよう下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者（新たな信託財産法人管理人）の選任に関する意見を記載した書類

注 申請者が、信託財産法人管理人である場合は、（ ）の内容を選択すること。

様式第15号 (第19条関係)

信 託 財 産 管 理 者 等 解 任 請 求 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事

殿

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり公益信託の信託財産管理者（信託財産法人管理人）を解任されるよう、信託法第70条（信託法第74条第6項において準用する同法第70条）において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
信 託 財 産 管 理 者 （ 信 託 財 産 法 人 管 理 人 ） の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託財産管理者（信託財産法人管理人）の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

記

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者（新たな信託財産法人管理人）の選任に関する意見を記載した書類

注 申請者が信託財産法人管理人である場合は、（ ）の内容を選択すること。

様式第16号（第20条関係）

信 託 財 産 法 人 管 理 命 令 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり信託財産法人管理人による管理を命ずる処分をされるよう、信託法第74条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請求者の公益信託上の地位	
信 託 財 産 法 人 管 理 人 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託財産法人管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあつては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

記

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第17号 (第21条関係)

信 託 管 理 人 選 任 請 求 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり公益信託の信託管理人を選任されるよう、信託法第 123 条第 4 項 (信託法第 258 条第 6 項) 及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
信 託 管 理 人 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあっては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
記

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者の履歴書 (信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第18号（第22条関係）

信 託 管 理 人 辞 任 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

信託管理人住所

氏名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託の信託管理人を辞任したいので、信託法第 128条第 2 項において準用する同法第57条第 2 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により許可されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第19号 (第23条関係)

信 託 管 理 人 解 任 請 求 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり公益信託の信託管理人を解任されるよう、信託法第 128 条第 2 項において準用する同法第 58 条第 4 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
信 託 管 理 人 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあつては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
記

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第20号（第24条関係）

新 た な 信 託 管 理 人 選 任 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり公益信託の信託管理人を選任されるよう、信託法第 129 条第 1 項において準用する同法第62条第 4 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請 求 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	
信 託 管 理 人 の 住 所 及 び 氏 名	
新 た な 信 託 管 理 人 の 住 所 及 び 氏 名	

注 「信託管理人の住所及び氏名」欄及び「新たな信託管理人の住所及び氏名」欄は、法人にあつては当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

記

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書及び印鑑証明書

様式第21号 (第25条関係)

信 託 終 了 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり公益信託の終了を命じるよう、信託法第 165 条第 1 項及び公益信託ニ関スル法律第 8 条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

公 益 信 託 の 名 称	
請求者の公益信託上の地位	

記

- 1 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類

様式第 22 号 (第 26 条関係)

公益信託変更等届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり変更等があったので、知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第 26 条の規定により、その事実を証する書類を添えて届け出ます。

信託財産の登記 等 手 続 の 完 了	信託財産の種類及び総額		
	手 続 完 了 年 月 日		
委託者(相続人) の死亡(解散)	委託者(相続人)の 住 所 及 び 氏 名		
	死亡(解散)年月日		
そ の 他	変更事項	変 更 前	変 更 後
	変更理由		

注

- 届出の内容に応じ、該当する欄に記載すること。
- 「委託者(相続人)の住所及び氏名」欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 委託者又はその相続人の死亡に係る届出をしようとするときは、委託者としての地位を承継した相続人の履歴書及び当該地位を承継したことを証明する書類を添えること。
- 変更の届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、その者の履歴書(その者が法人である場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書及び印鑑証明書を添えること。

様式第23号 (第28条関係)

(表)

ル ト ー メ ホ シ ヤ 6	9 センチメートル
	第 号
身 分 証 明 書	
所 属 職 氏 名	
この証明書を携帯する者は、知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第1項の規定により検査を行う職員である。	
年 月 日 発行	
宮崎県知事 印	

(裏)

公益信託ニ関スル法律 (抄)

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (抄)

(業務の監督)

第28条 知事は、必要があると認めるときは、法第3条及び同法第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書 (別記様式第23号) を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第24号（第29条関係）

残 余 財 産 処 分 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託の終了に伴う残余財産を処分したいので、知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第29条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 公益信託の終了の理由を記載した書類
- 2 公益信託の終了の日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分方法に関する書類
- 5 信託行為に定める手続きを経たことを証する書類

様式第25号 (第30条関係)

公 益 信 託 終 了 報 告 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

公益信託の名称

受託者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託が終了したので、知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第30条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 公益信託の終了の理由を記載した書類
- 2 公益信託の終了の日の属する事業年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分方法に関する書類
- 5 信託行為に定める手続きを経たことを証する書類
- 6 信託事務の最終計算書及びこれに附属する書類

注 残余財産の処分の許可を申請した場合にあっては、上記1から5までの書類を添えることは要しない。

様式第26号（第30条関係）

清 算 結 了 報 告 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

公 益 信 託 の 名 称

清 算 受 託 者 住 所

氏 名

⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公益信託の清算が終了したので、知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第30条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支計算書
- 2 公益信託の清算終了時における財産目録
- 3 残余財産の処分に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第九号

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の全部を改正する規則

宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十七年宮崎県教育委員会規則第十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)(以下「法」という。)第一条に規定する公益信託(以下「公益信託」という。)に係る引受けの許可及び監督について、必要な事項を定めるものとする。

(引受けの許可の申請)

第二条 法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 設定趣意書
- 二 信託行為の内容を示す書類
- 三 委託者となるべき者の履歴書
- 四 受託者となるべき者の履歴書
- 五 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 六 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 七 財産目録
- 八 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 九 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後二年間)の事業計画書及び収支予算書
- 十 その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 前項第三号から第五号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。

(財産の移転の報告)

第三条 引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第二項第七号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転が終わった後一月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第四条 受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

(事業計画書等の変更の届出)

第五条 受託者は、第二条第一項第九号の事業計画書及び収支予算書又は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

第六条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- 一 事業の状況
- 二 処務の概要
- 三 収支決算
- 四 財産増減の事由

(公告)

第七条 受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第八条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたとき認めるときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- 二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同号各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- 二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第八号)の規定(同法第四百九十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- 三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五百十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五百十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第九号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、

教育委員会に申請しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
 - 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十六條第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
 - 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - 四 信託法第百五十六條第二項の公告及び催告又は同條第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類
- (新規信託分割の許可の申請)

第十二条 受託者は、法第六條の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十九條第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第百六十條第二項の公告及び催告又は同條第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手續を経たことを証する書類

2 第二条第一項第五号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同條第九号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第十三条 受託者は、法第七條の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の申請)

第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六條第一項及び法第八條の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 選任を請求する事由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

第十五条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八條第四項及び法第八條の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の申請)

第十六条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「利害関係人」という。)は、信託法第六十二條第四項及び法第八條の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければ

ならない。

- 一 任務終了の事由を記載した書類
 - 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
 - 三 新たな受託者となるべき者に係る第二条第一項第四号に掲げる書類及び就任承諾書
 - 四 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (信託財産管理命令の申請)

第十七条 利害関係人は、信託法第六十三條第一項及び法第八條の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)の請求をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
 - 二 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
 - 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- (保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第六十六條第四項及び法第八條の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四條第六項において準用する同法第六十六條第四項及び法第八條の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十九条 信託財産管理者は、信託法第七十條において読み替えて準用する同法第五十七條第二項及び法第八條の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四條第六項において準用する同法第七十條の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第二十条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十條において準用する同法第五十八條第四項及び法第八條の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四條第六項において準用する同法第七十條の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第二十一条 利害関係人は、信託法第七十四條第二項及び法第八條

の規定により信託財産管理人による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理人命令」という。)を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産管理人命令を請求する事由を記載した書類
- 三 信託財産管理人の選任に関する意見を記載した書類
(信託管理人の選任の申請)

第二十二條 利害関係人は、信託法第二百二十三條第四項又は同法第二百五十八條第六項及び法第八條の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 選任を請求する事由を記載した書類
- 二 信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号に掲げる書類
(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十三條 信託管理人は、信託法第二百二十八條第二項において準用する同法第五十七條第二項及び法第八條の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(信託管理人の解任の申請)

第二十四條 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八條第二項において準用する同法第五十八條第四項及び法第八條の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(新たな信託管理人の選任の申請)

第二十五條 利害関係人は、信託法第二百二十九條第一項において準用する同法第六十二條第四項及び法第八條の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号に掲げる書類
(信託の終了の申請)

第二十六條 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五條第一項及び法第八條の規定により信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類
(諸届出)

第二十七條 受託者は、第三条から第六条までに定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。

- 一 委託者が死亡したとき(委託者が法人である場合にあつては、解散したとき)。

一 委託者又は受託者の氏名、職業又は住所に変更があつたとき(委託者又は受託者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき)。

二 信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があつたとき。(信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき)。

三 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。
四 前項第四号による届出の場合、第一条第二項第五号又は第六号の書類を添付しなければならない。
(書類及び帳簿の備付け)

第二十八條 受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 信託行為及びこれに附属する書類
- 二 利害関係人の名簿及び履歴書
- 三 処務日誌
- 四 運営委員会等の議事に関する書類
- 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 資産台帳及び負債台帳
- 七 官公署往復書類
- 八 その他必要な書類及び帳簿
(業務の監督)

第二十九條 教育委員会は、法第三条及び同法第四条第一項の規定により、受託者に対し報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

二 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第四条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

三 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第四条第一項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。

四 第一項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
(公益信託の終了の報告等)

第三十條 受託者は、信託が終了したときは、終了後二月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

二 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 二 信託の清算終了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に係る書類

附 則
この規則は、公布の日から施行する。